

第1回条例検討専門委員会 議事録

日時：平成22年1月19日（火）19:30～21:00

場所：浦和コミュニティセンター第6集会室

次 第

- 1 開会
 - ・部長挨拶
 - ・委員の紹介
- 2 議題
 - ・条例検討専門委員会の役割及び報告事項について
 - ・シンポジウムの内容について
- 3 その他
- 4 閉会

配布資料

- ・『第1回条例検討専門委員会』次第
- ・第1回条例検討専門委員会座席表
- ・資料1「障害者施策推進協議会法令関係」
- ・資料2「条例案策定に至る手順」
- ・資料3「シンポジウム実施要領（案）」
- ・参考「障害者差別と思われる事例集」

出席者（敬称略）

出席委員・・・斎藤委員、柴野委員、嶋垣委員、鈴木委員、玉井委員、野辺委員、平野委員、増田委員、宗澤委員長、渡辺委員

事務局・・・井上部長、岡村課長、吉野補佐、企画係担当

1 開 会

開 会

(事務局)

たいへんお待たせいたしました。本日は、皆様たいへんお忙しい中ご出席いただきありがとうございます。私は、障害福祉課企画係の吉野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、まず、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。本日お配りした資料といたしましては、『第1回条例検討専門委員会』次第、第1回条例検討専門委員会座席表、資料1「障害者施策推進協議会法令関係」、資料2「条例案策定に至る手順」、資料3「シンポジウム実施要領(案)」、参考「障害者差別と思われる事例集」の以上6点でございますが、よろしいでしょうか。それでは、ただ今より「第1回条例検討専門委員会」を開会させていただきます。開会に先立ちまして、井上福祉部長より挨拶を申し上げます。部長、よろしくお願いいたします。

部長挨拶

(井上部長)

皆様、こんばんは。さいたま市福祉部長の井上でございます。皆様には、日頃より、様々な分野で本市の障害者福祉の推進に御尽力を賜り、深く感謝を申し上げます。また、このたびは快く「障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例(仮称)」の検討専門委員会の委員をお引き受けいただき、重ねて御礼申し上げます。このノーマライゼーション条例の制定につきましては、清水さいたま市長のマニフェストを具現化するための「しあわせ倍増プラン2009」に位置づけられており、去る平成21年11月10日に開催されました、第2回障害者施策推進協議会の場におきまして、市長から諮問をさせていただいたものでございます。国におきましては、昨年政権交代により民主党内閣が発足し、障害者行政につきましては、政権交代による民主党政権のもと、障害者自立支援法を廃止し、障がい者総合福祉法を制定すると掲げられており、また、報道によりますと、国で当事者参加のもと、関係行政の抜本的な見直しと共に、障害者権利条約の早期批准に向けた国内法整備、障害者差別禁止法や障害者虐待防止法などを協議する、障がい者制度改革推進本部が新たに立ち上がったようでございます。また、全国各地において提訴されていた、障害者自立支援法訴訟につきましても国の方針転換により、終結に向け動き出したところでございます。このように、障害者福祉を取り巻く情勢が、めまぐるしく変化する中、委員の皆様におかれましては、重い責任と大変な御負担をお願いするわけでございますが、これも本市で生活される障害のある方が尊厳をもち、できるかぎり自立し、安心して暮らしていける地域社会を形成するための基礎となる条例案の作成であることを御理解いただき、委員の皆様それぞれのお立場から、何卒御尽力賜りたいと改めてお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

委員紹介

ありがとうございました。なお、委嘱状につきましては、先にお断り申し上げますが、本来であれば、市長が参りまして、委嘱状をお渡しするところでございますが、大変恐縮ではございますが、時間の関係上、委員の皆様のお手元に配布をさせていただきましたので、氏名等に誤りがないかご確認をお願いいたします。続きまして、委員の皆様方の紹介に移らせていただきます。まず、さいたま市障害者施策推進協議会会長で本専門委員会の委員長をお願いしております、埼玉大学教育学部准教授の宗澤先生です。それでは、委員長席の右手から順番に自己紹介を、よろしくお願い致します。

・委員の自己紹介及び事務局職員の紹介

2 議 題

条例検討専門委員会の役割及び報告事項について

(宗澤委員長)

それでは、これからは、私のほうで議事の進行を務めさせていただきます。ここで、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理することを提案させていただきたいと思います。大変僭越ではございますが、私のほうから職務代理者を指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、日本社会事業大学の平野委員を副委員長にお願いしたいと存じます。平野委員よろしいでしょうか。

～ 了承 ～

それでは、条例検討専門委員会の役割について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、条例検討専門委員会の役割について説明いたします。今回設置させていただいた、この条例検討専門委員会ですが、法律上の位置づけとしましては、障害者基本法第26条により政令指定都市に設置が義務づけられている、地方障害者施策推進協議会に設置した専門委員による委員会という位置づけでございます。障害者基本法第26条第3項には、地方障害者施策推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定めることとなっておりますので、資料の1ページのとおり、「さいたま市障害者施策推進協議会条例」を定めております。障害者施策推進協議会は、資料1の2ページになりますが、障害者基本法に「障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項」、また、「障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項」を調査・審議する機関として規定されております。第6条に専門委員に関する条項がございます。今回お集まりの本委員会の皆様には、専門の事項を調査する必要があるときに設置が認められている専門委員として、今回の条例策定の作業に携わっていただくこととなります。なお、答申する条例案を審議し、議決するのは、障害者施策推進協議会の委員の権能となっておりますので、専門委員会といたしましては、条例案の案文づくりまでが「専門事項の調査」の範囲となります。

4ページをご覧ください。当専門委員会の実施要領となります。開催日時といたしましては、これから9月までの毎月第3火曜日の19:30～21:00に行い、必要に応じて準備会を行う予定です。なお、8月は開催いたしません。開催場所につきましては、今のところ浦和コミュニティセンター第6集会室を予定しておりますが、今後の傍聴者の人数の推移を見ながら、場所も考えて参りたいと思います。また、先ほどご紹介させていただいた皆様を、平成22年9月30日までを任期として専門委員をお願いしております。何卒、よろしく願いいたします。

次に、11月10日の諮問から、これまでの動きについて報告いたします。まず、11月28日に「障害者週間市民の集い」において、さいたま市条例づくりスタートと題しました、現在のチラシの版を配布させていただきました。その後、各区役所、養護学校、公民館(57)、図書館(22)、コミュニティセンター(15)の公共施設、関係団体(70団体)、関係事業所等(約140箇所)に配布し、条例の制定やシンポジウムの開催について、周知に努めているところでございます。また、「市民ヒアリングシート 障害者差別と思われる事例について」をチラシの裏面に印刷し、併せて配布するとともに、市報1月号にて、事例の募集を行う旨の周知を行ったところでございます。本日参考として配布させていただいた、「障害者差別と思われる事例一覧」をご覧ください。こちらは、ホームページや障害者施策推進協議会の委員の方の協力をいただきお寄せいただいたものですが、平成22年1月18日現在で、約140項目の意見が寄せられており、特に聴覚障害、精神障害、発達障害の方を中心に多くの意見が寄せられております。また、事例として送付いただいた内容といたしましては、多岐にわたりますが、今のところ教育、医療関係の事例が多く寄せられております。今後の仕分け作業などを通じ、差別の実態を明らかにすると共に、当事者へ直接郵送して回答をお願いするなどして、さらなる事例の収集に努めて参りたいと考えております。

つづきまして、資料の2をご覧ください。こちらに今後の流れを、「条例検討専門委員会」と「条例について話し合う100人委員会」との関係を中心として役割を示させていただきました。「条例検討専門委員会」は、「100人委員会」の議論を踏まえ、論点の整理や大綱の作成を行い、最終的に条例案を作成し、障害者施策推進協議会に報告するという役割をお願いしたいと考えております。

1月から3月にかけては、さきほど報告いたしました、事務局が募集している障害者差別と思われる事例を分析し、それを元にヒアリング等を行ったうえで、条例の論点を整理して、「100人委員会」に提示し、議論を行います。なお、ヒアリングにつきましては、障害者差別と思われる事例の傾向を把握した上で、ヒアリングの対象を選定し3月上旬から中旬にわたり、4回程度の予定で実施させていただければと考えております。日程及び対象につきましては、次回の条例検討委員会に提示させていただきたいと考えております。

4月から5月にかけては、提示された論点を100人委員会で議論し、その内容をふまえ、次に条例の要点を示す大綱を作成し100人委員会に提示します。6月から7月にかけては、100人委員会に提示された大綱を議論していただき、その内容を踏まえ、条例検討専門委員会が条例案を作成し、障害者施策推進協議会に報告し、審議いただいた後、8月にパブリックコメントを実施します。パブリックコメントを受け、修正等を行い、最終的に9月を目標に障害者施策推進協議会に条例案を提示することとなります。このようなプロセスを大きな流れとして、条例案を形作ってまいりたいと考えております。簡単ではございますが、以上が、この条例検討専門委員会の役割でございます。

(宗澤委員長)

ただいまの説明に対し、皆様からの質問等を伺いたい。

(野辺委員)

この資料からは100人委員会というのが非常に重要な役割を果たすということであるが、100人委員会のイメージというものが、まだ具体的にもてない。たとえば、きっちり100人の委員で構成するというのではなく、たくさんの方が集まって、いろいろな立場からどういう条例が出来たらいいのか、当事者であったり、その家族であったりいろんな人が集まって、ざっくばらんに率直に話し合うという委員会のことだとは思いますが、さいたま市は10区あるが、各区でコアとなるようなちょっと小規模な委員会を作ってさいたま市全市で100人委員会というものを構成するとか、もう少し具体的な説明をいただきたい。

(事務局)

こちらの100人委員会の運営方法につきましては、2月の第2回の委員会で提示したいと考えております。イメージとして現段階として考えているものとしては当事者を中心とした公募組織であり、一般の方、支援者の方が入っていただくというものをコアなものとして設置します。たとえば、その方々が各区、各地域においていろいろなものを組織されるということにつきましては、100人委員会で話し合われることと思っておりますので、まず100人委員会を設置させていただきたいと考えております。

(宗澤委員長)

私のほうから補足させていただくと、11月10日の市長からの諮問を受けました施策推進協議会において、この100人というのは定数として設けるのではなく、多くのという意味であるということを確認させていただいている。目処として100人前後というイメージはあるが、出来る限り志のある、また、当事者として是非とも参加したいという方に対し、制限を設けることなく参画いただきたいと考えている。もうひとつ、各区において条例づくりの元となるミニ集会を開くということが手順として決まっているので、各区においてミニ集会を開催していくときの、できれば運営母体として、市全体で設けた100人委員会を基にして各区の100人委員会のようなものを作っ

ていく方向を目指したいということ、施策推進協議会の会長として、11月10日にお話申し上げている。その細部にわたった提案については今事務局から話があったように、次回の委員会において詳細に決めさせていただきたいと思っている。もうひとつ、本日事務局から参考資料として出してもらった障害者差別と思われる事例があるが、闇雲にただ集まって自由に御議論いただきますというだけでは、なかなか議論が始まらないということを考えてので、先にいろんな地域の中で困っておられること悔しい思いをしたこと、明白に人権侵害と思われること、こういう声を集めながら、予想どおり教育と医療に関する御意見が多かったのであるが、そういうことを基にヒアリングを実施して参りたいと考えている。そういう中で出てきた差別事例と地域を良くしていくための方向性に関する論点をたたき台として御提示しながら、各区のミニ集会等で100人委員会が運営される議論の出発点、題材としてお使いいただくと議論が進むのではないかと考えているところである。それ以外に御提案があれば委員の皆様から御意見を頂戴できれば検討して参りたい。

(斎藤委員)

条例づくりという情報については、年を越してある程度浸透してきているとは思いますが、まだまだ十分ではないが、この条例が何をめざしてどういうことなのか、それに当事者や家族、関係者がどういう立場で臨んでいったらいいのかという点については、まだまだ浸透していないし、何なんだろう、どう期待したらいいのだろう、どう動いたらいいのだろうという状況にあると思う。このあとの2月11日のシンポジウムが一つのきっかけとして位置付けられていくのだろうと思うが、その見通しとかイメージというものが全体的に手探りだということ、この事例のアンケートを見ても何を書いたらいいのかというのが圧倒的な皆さんの状況で、障害がある人にとって日常の当たり前のことが当たり前でないという現実を率直に出していいのだとか、出しやすい雰囲気だとか、他の人の話も効いてそうなんだということ、ゆっくりゆっくり積み上げていく必要性が非常にあると思うので、まずお尻ありきでスケジュールが進行していくということがとても心配である。もうひとつは、どんな方も制限なく参加してほしいというスタンスはとても大切だと思うが、制限なく参加するときに、今日の傍聴の皆さんもそうですが、わかりやすい資料だとか、話し方とか点字だとかいろいろな情報だとかそういった保障はどうなっていくのか、ということ自体も提示していかなくては、誰でも参加してもいいといっても参加事態が困難なのではないかと、そこらへんを出していかないとみんなで考えていくということにならないと思うが、そこも含めて次回の議論になるのか。

(宗澤委員長)

今、御発言のあった内容は、非常に大事にしなければならないことだと思う。ミニ集会や100人委員会の中で、十分な時間をかけて、相互の気づきあいとか提案に対する十分な吟味であるとか、そういうプロセスを保障していくという運営をしていくということについては基本的に今後の進め方としてここで確認しておく必要があると思う。お尻のことも御提案あったが、皆さんの御意見の成り行き如何によっては、それはやっぱり十分な時間をとらざるを得ないということになれば、それはその判断があると思うが、ただ、現時点ではこのスケジュールを目処として、力を出していくというようにするしかないと思っている。資料のことについては、事務局にお願いしたいが、点字化された検討専門委員会の資料と100人委員会、ミニ集会、シンポジウムについては手話通訳が保障されるということを明記した上で広報周知させていただきたいと思う。

(事務局)

了承した。

(嶋垣委員)

もちろん点字という配慮は非常にありがたいと思うが、先週、NHKのプロフェッショナルで浅川さんがテレビに出ていたが、視覚障害者で点字を読めるのは1割くらいしかいないとおっしゃって

いた。できればデジタルデータとか音源としてのデータをお願いしたい。

(宗澤委員長)

それは出来ればということでよいか。

(嶋垣委員)

はい。もちろん結果をHPに出すときであるとか、大変だとは思いますが、点字を作る場合はどの道デジタルデータを作成しているとおもうので、ワードなどのファイルは希望する方に提供していただきたい。

(宗澤委員長)

事務局には至急検討していただきたい。

(増田委員)

今回、差別事例を収集しているわけだが、私も自分のところで話をしているが直接的な差別というのはわりと出て気安いと思うが、今回この条例を作るときにはそれを反映するという趣旨があると思うので、どういうことが合理的配慮がないことによる差別なのかを一人ひとりが自覚実感していくそのプロセスが、本当の実体験が出てこないと思うので、そこを含めて論じていくということを考えると、9月まで精一杯考えていくが、それにふさわしい対策が条例に含まれていくのかというのはかなり至難ではないかと考える。

(宗澤委員長)

ひとつには100人委員会が構成されたときに、当事者を真ん中に据えた上で、様々に自由に御議論いただくと、そういう場が作られてからの運びというのをうんと大事にするということを原則とするということを申し上げたが、その中で、何が差別なのか何が合理的配慮に欠けているのかというのをこのことについての気づきやその改善に向けた提案に資する取り組みというのを、これまで施策推進協議会の中で学習会のようなものについては出来る限り保障していきたいと申し上げましたが、100人委員会が構成された時点で、100人委員会の御提案に耳を傾けた上で、斎藤さんや増田さんからここを大事にしたいとおっしゃられているところを具体的に工夫して行きたいと思っている。

(柴野委員)

ふたつ考えており、ひとつは条例を作る基礎となる事例、事実についての評価というか感じ方というものが、障害のある方自身が、これが合理的配慮が不足していること自体が良くわからないから、当たり前というかこういうものなんだと受け止めてしまうと事例が出てこないという問題がある。いや、これは言っているんだよと、まさに条例って言うのは障害者の権利を条例として認めていくものだから、そこを、ただヒアリングしました、100人委員会をしましたといってもわからないまま、こんなもんだらうと話をしてもしょうがないというのが斎藤さんの提案なんだと思うので、これをどういう風に専門委員会ですべていけるのかということと、もうひとつは、しょうがないのかもしれないが、これは障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例検討専門委員会であるが、ここに来ている人は皆、障害のある人に関して関心があったり、もともとその当事者であったり、100人委員会も当然そういう人が来る。でも、条例というのは障害を持っていない人が障害者に対してどう配慮してあげられるかを定めることなので、条例の作るプロセスの中で、障害のある人だけが話し合っていて、障害のある人同士が本当はあるべき姿はこうなんだと理念を話していて、本当に具体的な権利規定としての条例になっていくのか、市民の合意というか、市民がそこを配慮して生きていくというものになるのかというのは少し心配である。じゃあどうするかという方法論は今すぐには出ないが、そこも視野に入れなければ実のある条例ならないのでは

ないか。もちろん、そういう意味で言えば、ここに市役所の職員もいるが、先ず行政の中で合理的配慮とかそういうところから出発点にして、行政がそうしているなら皆さんもそうしましょうということもあるのだろうが、やはり多くの市民のなかでやっていくという意味で100人委員会が公募で、それもいいことなのだけれども、事例との兼ね合いという障害者の意識もあるし、障害者と関わっていない人との兼ね合いをどう配慮して作っていくのか、第1回なので少し思っているところである。

(宗澤委員長)

非常に本質的な一番大事な課題が浮かび上がってきたと思うがいかがだろうか。

(野辺委員)

総合すると、障害を持つ人たちの差別の問題に関心のある人とか実際に差別を受けた痛みを抱えた人たちが手をあげて集まってくる可能性は大だと思う。先ほどの話の中に、何が差別なのか曖昧とした状況を事例として提示する中でお互いで気づきあうということが大事であるという話もありましたが、自分は差別なんか考えたこと無いよとか、差別なんかしたこと無いよとかぼろっと言ってしまうような人を委員に加えて、日常生活の中で障害のある人が受ける差別について考えたことが無かったという気づきの中で、そういうことなのかと思えるような人を増やしていくような委員会であるべきだと思うので、公募の仕方とか工夫とか出来ないのか。この第1回の検討専門委員会の傍聴も市報に載せたというが、私の周りではぜんぜん気づかなかったという方が多い。100人委員会の公募のアピールとかそういう工夫も必要だし、私たちが周りの人たちに手を上げませんかと働きかけていくことも必要なのかと感じている。

(宗澤委員長)

今日、お集まりいただいている委員の方にも、傍聴においでいただいている方々からもお声掛けいただきたく思っておりますし、施策推進協議会の委員をお願いしている様々な団体、支援事業者からも声をかけていただき、考えられるあらゆる手立てを尽くすべきだと考えている。ただ、難しいと思うのは、適切な例ではないかもしれないが、女性差別の問題について話し合いますといったときに、女性差別についてこれまで何も考えていなかった人が参加してくることは難しいと思う。これはあらゆる領域で共通していると思われる。しかし、今日参考資料として出されている差別の事例集に、障害の有無に関わらず学校や保育所で、私が自分の娘を育てているときに味わった非常に悔しい思い出が、障害のあるお子さんを育てている場合それが延々と続いているのではないかと、0歳のときに中耳炎で耳鼻咽喉科に連れて行ったときに、子どもが泣いているときに、「お前の育て方が悪いから泣くんだ」とか、そういう医師の無理解というのが障害を介して延々と続いているんであると思う部分であるとか、障害に強く関心をもっていなかった人に対し、これを提示していくことによっていろんな共通する問題に気づいてもらうということはあると思う。まずは、100人委員会にしても、差別の事例収集にしても、ちょっとでも悔しい思い出とか引っ掛かりのある人から声を出していってもらい、それを題材としながら広めていくという手立て以外に何かあるかという、歯がゆい思い出はあるが、そこから気づきを作っていくという広がり設けるしかないと思っている。

(増田委員)

まずは足元からということ、さいたま市に雇用されている方というのはかなり人数がいると思う。私は先ず足元からということを考えて、庁舎の中にいる10区の皆さんと市議会の皆さんがこのことに関心をどれだけ高めていくのかということ、議員の方たちは代表であるので、いろんな主義主張関係なく障害の問題に関心を持っていただく、そういうことのきっかけにこの条例づくりがなれば、さいたま市にとって前進になると思っているので、事務局にも工夫していただければと考えている。

(嶋垣委員)

各委員からの意見をそのとおりだと思ってきいていたが、当事者として差別事例とか改善提案を見させていただいて、確かに差別事例をピックアップしてそれを基にやってもいいが、それを基にしてそれを如何に改善できていくのかということを考えていくことが100人委員会の中心的な事柄になると思うが、具体的な事例を出していくといろいろ出てくると思うが、それが何でなのかということ当事者だけでなく、できるだけ一般の市民に考えてもらうことをしていかないとまとまりのところで難しくなってくると思う。その際に出来るだけ100人委員会のときには出来るだけ建設的な意見にしていくようにしていただきたいなと思っているのと、これは正直に申し上げるが、事例の中に精神障害と発達障害の事例が多かったのですが、私自身も精神障害と発達障害の大変な部分とかいろんな事例とか、私自身も同じ障害者であるが障害の中身が違ってくるとわからない部分もかなりある。そういった部分も含めて、一つは当事者サイドのほうから私たちの障害はこういうところが大変なので、こういうサポートを是非お願いしたいであるとか、ということも発信するような場にしたほうが一般市民の方にもご理解いただけるような気もするし、そういうことができれば、仮に条例が最初に出来たときに完全なものでなくても、その後につながっていくと思うので、是非そういった要素を入れていっていただきたい。

(宗澤委員長)

ごもっともな意見だと思う。こういう差別を受けたということが発言するだけでなく、こういう合理的配慮が必要なのだという権利の主体として意見を頂戴したいと思っているので、これからの100人委員会の様々の場面において大事にしていきたいと考えている。

(玉井委員)

今、平成19年度教育の分野では特殊教育から特別支援教育にかわって、教育の理念が大きく変わってスタートしたわけであるが、法律が変わったから何か変わるのかとか条例が出来たから何か変わっていくんだというのが、果たしてそうなのか。障害のある人もない人も同じように受け止めながらという、先生も周りの子どもたちも保護者もそうだが意識を変えろという難しさを今ものすごく感じているところである。一つの形を作る、条例を作るということは非常に大事なことだとは思いますが、100人委員会の中で果たして議論が出来るのだろうかという気がしている。こちらサイドだけでこういうもの作りましたといっても、それが一般の人たちに浸透していくのかどうか、せっかくいい条例を作るという先進な取り組みをしている中で、それならばみんなが受け入れていける方策を考えられないかということで、100人委員会のあり方を考えていかなければならないと思う。一緒に議論し行動し、それによって理解していくというところは非常に大きいと思っているので、そういうことを何か出来ないかと考えている。

(宗澤委員長)

逆に言えば、この条例づくりの期間を仮に1年延ばしたとしても、この条例づくりのプロセスだけで、障害のある人だけではなくて、障害のある人に対する関心の高い人だけ出なくて、これまで関心の持ったことのない、場合によっては障害のある人に対して差別してきた人に対し、合意を上げるということは、条例づくりの範囲だけでは成し得ないと思う。この条例づくりが、とにかくすべての市民が問題を見据えていくということについて少なくとも合意を作る。その中で出来る限りの障害当事者及び周囲にもインクルージョンというものを作っていく。要するにインクルージョンのある意味では出発点を磐石としたものを作るという目標を持たなければ、この条例づくりの範囲ですべてについての合意が出来るというように考えるのは難しいと思う。では、どこまで作るのかということになるが、間違いのない出発点にしていくという以上のことは、私自身なかなか行かないのであるが、柴野さんはどのようにお考えか。

(柴野委員)

私は皆さんの話を聞いていて、だんだんイメージが出てきた。増田さんがいうように市の職員や市議会議員に参加していただくだけでもずいぶん違うのではないかと、100人委員会の内容を市民に発信していくことで、何かリアクションがあるかもしれないし、それが無くとも情報を発信したことにより、こういうことが話し合われているとことがあるかもしれない。本当はノーマライゼーション、障害者のためにというのを取っ払ってしまって、本当は障害というものが社会モデルで言えば、社会的障害なのだから、あなたの生活の中で何か困ったことがあれば、社会的に障壁を感じたことはありませんか、といったほうが裾野を広げることができると思う。そこはやりすぎかもしれないが、せめて100人委員会の差し支えない範囲での情報発信や構成員をリアクションにより少し変えていくという中で、そこでパーフェクトにはそこで市民の合意を得られるようなプロセスを得るということは現実的ではないと思うが、全くそれを無視して関心を持っている人だけが誰にも情報を言わずに、これが理想ですというものを作ってもどうかと思う。バランスの問題であると思う。

(宗澤委員長)

この検討委員系についても、100人委員会、ミニ集会、シンポジウムが開催された場合でも、条例制定Webにここに最大限掲載していくということは決まっている。インターネットを通じてアクセスできるところについては出来る限り流していくということは決まっているが、それ以外に紙媒体が必要だとか朗読テープが必要だとか、情報を流すときの手立てについても出来る限り多様なチャンネルを用意していくということは考えていくべきだと思う。

(斎藤委員)

二つありまして、一つは障害者権利条約のフレーズの中で、私自身が個人的に好きなところ言い方として「他の者との平等を基礎として」というところが繰り返し出てくるが、やはり障害のある人の権利の水準というのが著しく遅れているというなかで、あってはならない部分というところだけは、必ずこの条例の中で補っていくところを、私は獲得したいと思っているところなので、他のものとの相対的な関係の中で絶対あってはならないという権利侵害を薄めてしまうことはあってはならないと思っているので、その辺の議論の仕方や共有の仕方は丁寧に行うべきである。もうひとつは、私は知的に障害のある人とかかわりが多いが、知的に障害のあるひと達でもちゃんと自分のことを自分で考えたり、自分で意思表示をしたりする力はある。でも、そのためにはものすごく豊富な方法だとか時間だとか、本当にゆっくりであるとか、ただ単にルビを振ればよいという問題ではなく、多様なチャンネルとか方法の中には、もしかしたら劇であるとかパフォーマンスであることいろんな参加をしてもらって手立ては山のように考えてして行かないと、一方通行の情報提供だけでは、わかって考えて自分のことだと思えることを大事に出来ないと思うので、そのところがこの条例づくりでは大きなテーマではないかと考えている。

(宗澤委員長)

今の御意見を聞いて、その作業はこの検討専門委員会の委員だけの努力ではなく、市役所の事務局職員だけで出来るものではない。条例づくりに必要な意見表明の権利を保障する支援者の役割だとか事業者の職員であるとか、知的障害のある人でも意見表明できないわけではないところからいけば、障害のある子どもたちの意見表明をどう保障していくのかということでは、保育士や学校の教職員の方々の支援というものを工夫していかななくてはならないと思う。そういう提案をこれから多様なチャンネルを使いながら市の関係各機関、支援者教職員等に呼びかけていくという趣旨も含めて、少しはしよりますが、今日お配りしている資料の中に3枚の条例づくりサポーターズクラブメンバー大募集とありまして、この3枚の資料は一枚は大学生用、これは埼玉大学用であるが、昨日さいたま市の市民大学のカリキュラム委員会に出席しまして、市内の各大学の方とお話したところ、市内の大学に是非配布してほしいという要望を頂戴したので、大学生だけでなく中高生

の参加もいただければいいなと思っている。それから、条例づくりのサポーターズとして、障害者、高齢者等の支援事業者の職員、学校の教職員、民生委員児童委員、一般市民も含めまして、サポーターズクラブという形で、その方々自身も意見表明していいと思っているが、こういうものを皆さんの御了承をいただければ、市内に配布しようと思っている。狭く障害のある人にこれまで関わっていたとか、深い関心を持っていたという人たちだけではなく、これを期にという形で市民の皆様にご参加いただけるような、一つのチャンネルにしたいと思っているところである。

(柴野委員)

これ、市としては了解しているのか。

(宗澤委員長)

この専門委員会です承すれば済む話であると思うが。

(柴野委員)

サポーターの人たちの何らかの過誤事例のときの問題で、費用対効果の問題ではなくて臨時職員扱いとしてのサポーターとしてのボランティアだから、市のほうでそこを管理して責任のすみわけが出来ていれば全く問題なく、この発想自体私は賛成である。

(事務局)

検討させていただきたい。

(宗澤委員長)

ぜひとも市民が広範囲に参加できるチャンネルというのは、この委員会でそうしたいという旨を事務局にはお願い申し上げたいのですが、今、柴野さんから御心配いただいた点については、社協のボランティア保険等があると思いますので、そういった手立てをお考えをいただくということで宜しくお願ひしたい。こちらは市の職員や議員を決して排除するものではないので、その点でも宜しくお願ひしたい。

(嶋垣委員)

今お話あった配布先にプラスして、公的なサービスというか具体的にはバスだとか鉄道だとか、民間ではデパートであるとか不特定多数が来る場所において、できれば市長の名前で協力いただくような形で出していただくといいのではないかと。実際、民間の企業では、例えばタクシー会社などでは障害のある方が乗車するときのサポートの仕方などを自主的にやっているところもあるので、是非そういう公的なところに関わらず民間の企業に周知していただくと、へんな言い方ですが、公的な市長さんの名前で来たものを無視できる企業もあまりないので、是非お願ひしたいと思う。

(宗澤委員長)

事務局に御検討いただくとして、参考の事例集には防災の部分があった。消防署、警察等についても、経営のお立場にある方にもぜひこういった形で御参加いただきたいと考えている。

(平野委員)

多少乗り遅れているところがあり、これはもう確認されていることなのかもしれないが、まだこのメンバーの中でも条例の性格に合意が無いのではないかとというのが一点と、これは4月以降の議論かもしれないというのが1点と、それがあって委員会の役割というのが少しずれていると思われるので、それによってやり方がどうするのかというところの3点でぼやけているのではないかと、思いの違いがあるのではないかと感じている。私は地方自治体の職員だったので条例というのをどう考えるかということ、私たちが条例という手続き条例であることが圧倒的に多い。平たく言えばこの

資料にある障害者施策推進協議会条例のようなものである。それは法律にこう書かれているのでこのように処理しますというものであるが、今回の条例は明らかにそれとは違う。これは俗に言えば政策課題とか理念とかを示してそのためにこういう風にやっていきましょう、という条例であり、これに合わせてどう条例を作るのかというのはその次の条例の課題となる。そういった意味ではこれは施策の課題とか方向性とかニーズを示す、そういった条例になる。そういった意味で明らかに違うのは資料の1の1ページにあるように、手続き条例では、市はこういったことをしますと書いてあり、市はこれを設置します、とある。それに対して他の都道府県や市の障害者条例を見ると、だいたい多く見るのは障害者とは何かとかどういう人を対象とするのか、どういう理念であるのかというのと併せて、共通して言えることは行政の役割、市民の役割というのが書いてある。今回の差別を考える場合は、行政も取り組まなくては行けないと書いてあるし、市民もこういう意識を持ってほしいということが書かれている。ですから、市民に対して意識の変化を投げかけるような条例、一緒に作っていく、そういうことになっていくと思うので、条例づくりにも市民の意識を変えていく、考えてもらうようなプロセスを組み込んでいく必要がある。出来た後にもそれが効果的になっていくようなシステムを組み込むというようなスタイルを作っていくことになると思う。そうすると委員会の役割はいくつかあると思うが、ひとつは障害者の権利条約の要素を持たなくてはならないのではないのかということ、市民の方が感じているところと当事者が感じていることをどう盛り込んでいくのか、これらを統合する必要があるのではないか。さきほど合理的配慮についての話があったが、市町村で合理的配慮をどうするかという問題を扱う場合、きちっと議論することが必要だと思われる。理想を言えばキリが無い。例えば、車椅子の人が自由に行動するために、さいたま市ではすべて階段をなくすとか、現実にはムリですけど、そうなるするとエレベーターであるとか代替するものなど、どういうことが考えられるのかとか、それから今日、渡辺さんにも来ていただいているが、企業からすれば、こういうことを現実的に考えていかなければならないということを積み上げていくなかで、ここで議論する中で、何が合理的配慮かどうか見えてくる、そういうところが実効性を持った委員会、それがここの役割だと思う。先ほど宗澤委員長からも話があったが、資料を見ても差別から始まるということ、これは大事だと思う。差別というと少し引かかるが、理念から考えるのではなく、生の現実から始めましょうと、実際にさいたま市が抱えている現実、さいたま市で障害のある人が抱えている問題、そこから考えましょうと、そこからさいたま市における合理的配慮は何なのか、さいたま市がやらなくてはならないことは何か、市民の方が考えなければならないものは何か、それを積み上げて、それで始めて生きた条例になっていくと思う。その意味で、市民の方が入っていただくことは大事だと思う。それから、差別という問題は広く考えたほうが良いと思う。例えば、障害を持っている人の生きづらさ、やりにくさやいは戸惑いであるとか。障害のある人をどうすればよいのかとか、企業なども戸惑いがあると思う。こういったことを話し合っ、その中からどうするかを考えていくことが大事なのではないか。企業の側からすれば、障害者を雇用して戸惑いがあるし、医療機関でも戸惑いがあると思う。千葉県の場合ですと、構造的な差別、すなわち制度、システムの問題から来る差別、意識の問題から出てくる差別というように分けている。差別しているということと知らずにやっているということを分けている。そういうことを含めてどうすればいいのかということをお話し合っていく、それを条例という形で作っていく。そういった意味では条例はゴールでなくスタートであると思う。どうすればいいのかということをお考える組織を作る、ここで差別をなくすためにどういう組織を作るのか。一つの例で言えば、千葉は推進会議を作ったが、そこが面白いのは差別された側だけでなく、差別したかもしれない側も申し出ることが出来る。そういうところで話し合っている。そういうものを作っていった軌道に乗せるというのが、この委員会の役割だと思うし、100人委員会というのは、差別や戸惑いや生きづらさを出していく、そこから考えるという場所だと思うし、そこで一緒に考えてみませんかと市民に発信する、これが条例制定後に推進していく人たちとなり、それを作っていくことになると考えている。これは皆さんと話し合っていくことであり、あくまで自分の考えであるが、こういった形でイメージを絞り込んでいければと考えている。

(宗澤委員長)

11月10日の施策推進協議会の中では、今、平野さんがおっしゃったことが一つ、もうひとつがこの地域社会で暮らしていくことの生きづらさや権利侵害をなくしていこうと考える条例だとすれば、とてもじゃないが今地域で暮らすのは難しい、そういう現実を生んでいる社会資源の乏しさであるとか、具体的なサービスの課題とか改善について、どういう提示の仕方がこの条例であるのかということがもうひとつの論点としてあったと思う。それは狭く福祉の領域だけでなく、日常生活に関わるありとあらゆる領域が関わってくると思うが、今その着地点についておぼろげながらに個人的に考えていることはあるにしても、先ず出発点は地域の中の現実からはなれて突っ走るといのもどうかと考えている。そこは大事にしながら、平野さんの言われた部分と、社会資源とサービスの拡充という帰着点をこの条例づくりの中でどう考えていくのかという二つの課題であるということを確認させていただきたい。

(嶋垣委員)

取りまとめの機能としては、おっしゃられたとおりと思うが、今回、私個人としては、差別事例というのは思い浮かばなかった。ただ、生きづらさだとかこういう風になったらいいなということは私以外の方もいっぱい持っていると思うが、それは当事者だけでなく市民の方たちももっていると思う。そこは、非常に重要な要素のところを言われたという思いで聞いていた。そこは100人委員会というもので吸い上げていくということが重要だと思う。どうしてもすべての障害を網羅していくということでは、私は全く自信もないし、出来るだけお一人おひとりのいろいろな障害の方のお話を聞くことで、一歩でもそういったところに近づけたらいいと思うし、差別事例というのは、これは絶対なくしていこうということになると思うが、生きづらさとかいろんな部分は時間もかかるし、少しずつやっていかななくてはならないと考えている。しかし、そのことはどこかを起点に進めないことには動かないと思うので、そのきっかけにするというのであれば、私も条例の形が少しわかったように思う。

(玉井委員)

いま、出た戸惑いという言葉、私の中でストーンと落ちたように思う。その差別事例集の改善提案のところを見ると、教育の部分では教職員の質の向上とかそういう改善案になってしまう。やったほうとやられたほうという関係の中で、もちろんやってはいけない事だが、これをその関係のまま議論していく怖さというものがある。これが宣言というものなら、出来ると思うが条例となると皆がそれを共有していけるような形になる。しかし、戸惑いということならば、これは両者が抱えている問題であり、実態として先生方は悩んでおり、どうしたらいいのかわからないということで、我々も支援に入って、一緒に悩みながらやっているという状況がある。そういう中で戸惑いという中から拾っていければ、いろんな人が声を出していけるのではないかと強く感じた。確かに差別という部分でこれをなくしていこうというのは強いし、必要だと思うが、いろいろな形で両者が話していく場面というのは非常に大切だと思う。特別支援教育が変わったときは、法律が先行したが、法律があるから現場を変えていこうというのは非常に難しい。現場は戸惑いの中で、教育という仕事であるから何とか推進しようとするが、条例や法律が先行することは一つのスタートかもしれないが、スタートから受入れられるような条例を作りたいと思う。

(宗澤委員長)

差別する側、される側という二項対立の中、差別する人を告発していく、つるし上げるようなイメージではなく、互いに生きづらさや障壁を共に乗り越えていく動きを作っていくような、そういうシステム作りというのがこの条例に課せられた一つの大きな課題であると思う。それを地域社会の中で、重要なところとして学校教育の世界の中で、包装していけるのかという課題の大きさというのは、いま、この時点で集まった事例を見ても強く感じるところであるので、皆様と考えていきたいと思う。

(野辺委員)

ヒアリングの実施について、本日出ていないが、この専門委員が地域の実態をきちっと受け止める作業としてヒアリングを行うと思うが、そのヒアリングの結果をどのように討論に持って提示していくのかということと、専門委員に4名の障害者施策推進協議会の委員が加わっているが、施策推進協議会で話し合われた問題と専門委員会の整合性というものというか、施策推進協議会でどのような議論をされていたのか、資料をなるべく読むようにしているが、今までのプロセスが抜けた状態でこの委員会に参加していることから、施策推進協議会での条例づくりに関してどういう話があったのか、ここでの話の兼ね合いがわからない。

(宗澤委員長)

施策推進協議会についても、天から降ってきた話ですから、11月10日からで、全く変わらない。市長のマニフェストにも書かれていたので、どうするのかと心配はしていたが、秋になって突然、すぐにという形になった。したがって、スタートラインというのはほとんど変わらない。

(斎藤委員)

毎度同じ事を言っているが、むしろこれで施策推進協議会が本来、今年度やらなければならないことが、かなり棚上げになってしまっていることを懸念している。事務局の体制も含めて、障害のある人が地域で安心して暮らしていくための仕組みや施策の具体化について、すべてスケジュール的にも宙吊りになっていて、それはそれで行政計画として定めたものであるから非常に心配である。

(宗澤委員長)

施策推進協議会の立場で言えば、この条例づくりのプロセスを経た上で、さいたま市の障害のある人の施策のあり方を再吟味するという形で位置づけることのほうが話としては建設的だと思っている。この条例づくりをさけて通ることは出来ないので、現実的にはそのように考えている。いずれにしてもスタートラインはほぼ変わらない。

(事務局)

ヒアリングについては、実際に行うのは3月の中旬から中旬あたりを考えているところである。それまでに、差別と思われる事例や、本日の議論を踏まえた上で、ヒアリング方法であるとか対象を考えたい。ひとまず、事例が一定の量に達するまでは収集を続けさせていただきたい。少なくとも、次回の委員会においては、100人委員会の内容と共にヒアリングの内容について御提案させていただきたいと思う。

(宗澤委員長)

これからの検討課題であるが、ヒアリングをする際の態勢、手法、全く無原則の出たところ勝負でヒアリングするというのは、ヒアリング自体の意味を失うものであるので、そういったことも含めて、次回の専門委員会の議題としたい。

(平野委員)

さいたま市内の全員からヒアリングするのは無理であるし、施策推進協議会の委員会の関係であるが、条例で対応できるものと出来ないものが出てくる。たとえば、身障手帳制度を何とかしてくれといわれても、これは条例では出来ないことであるし、場合によっては施策推進協議会が取り扱う問題がある場合もある。場合によっては国に要望していくこともあると思うが、それを振り分けることはここで行う必要もあると思う。条例としての内容を絞っていきながら、ヒアリングの対象を絞っていくということをしなくてはならないと思う。ここでそういったことを煮詰めていくことが2月3月の作業かと思う。

(宗澤委員長)

それでは、時間も差し迫っているので、シンポジウムの内容を簡単に説明していただきたい。

(事務局)

条例づくりの周知、啓発をおこなうシンポジウムとして、平成22年2月11日13時から、ラフレさいたま桜ホールにて、誰もが共に地域で暮らしていけるノーマライゼーション条例(仮称)制定に向けたシンポジウムを行います。内容といたしましては、俳優の石井めぐみさんによる「障害者と健常者が共生できるまちづくり(仮称)」と題した講演会及び「差別事例の報告など」をうけた公開討論を行いたいと考えております。公開討論としては、司会を宗澤委員長に、パネリストとして平野委員、柴野委員、野辺委員、嶋垣委員をお願いしたいと考えております。内容としては以上です。

(渡辺委員)

シンポジウムについては、高齢者、子育て関係の方にも広く声をかけられたほうが良いと思う。

(事務局)

了解した。

(宗澤委員長)

市民に対しての呼びかけとして一番大きなきっかけとなるシンポジウムとなると思われるので、狭く障害のある人の領域の方々に声をかけるのではなく、出来る限りの市民の各階層にお声掛けいただきたいと考えている。

(柴野委員)

手話通訳等についてもチラシ等に載せるようにしていただきたい。

(斎藤委員)

盲ろう者に対しても必要なものについては、お申し出くださいとの案内を入れるようにしていただきたい。

(事務局)

了解した。

(嶋垣委員)

出来ればサポーターにも参加してもらいたい。

(宗澤委員長)

世の中の大学生は年度末の大勉強会をやっておりまして、年度末に向かって非常に組織しづらい時期であるが、出来るだけ早く御参集いただけるようお声がけして参りたいと考えているのと、平野委員に置かれましても清瀬のほうでお声掛けいただきたいと願っております。それから、検討委員会の運営について、いたづらに長い時間をかければ良いと思っではないが、19時半から21時となると1時間半であり、制約が多いと感じる。基本は2時間あって、場合によっては30分ほど延長ということも御検討いただけないかと思う。今日はとりあえずスタートであったので、議事も少ないが、これから事例の整理検討を含めて考えた場合、いささか無理があるのではないかと考えているので御検討いただきたい。

(野辺委員)

それと、資料については少なくとも1週間前までにいただきたい。しっかり時間の余裕を持って事前に

いただきたい。

(宗澤委員長)

施策推進協議会においても課題であり、前日の夜に送られてくるような状況であるので、改善していただきたい。

(鈴木委員)

この後があるので、時間は守っていただきたい。

(事務局)

先ほどのサポーターズクラブについて、組織の枠組みの中にこういったものを立ち上げるということは想定していなかったものであるので、思い切ってイエスとはいえない状況にある。

(宗澤委員長)

社会福祉協議会のボランティア保険などもあるはずなので、そこは自己負担いただきたいということも可能ではないか。また、学生については学研済というがあるので、大学についてはそちらの保険を使えばよいとか考えると、市はお金が無いからサポーターズクラブについては基本的に感知しないということではなくて、多くの市民が参画できるような方法について一緒にお考えいただきたいという趣旨については、受け止めていただきたい。

(事務局)

次回以降の日程についてですが、本委員会は2月以降9月まで、8月を除き毎月第3火曜日の夜7時30分から開催させていただくこととなっております。今回はさきほど御意見もありましたので、場所等については検討いたします。また、次回の第2回条例検討専門委員会では、「条例について話し合う100人委員会」の運営方法や「障害者差別と思われる事例」の分析、ヒアリングの実施等を議題として予定していますので、よろしく願いいたします。

4 閉 会

(宗澤委員長)

これから共に議論をしていくことになるが、ここでタブーとするものは何もないので、皆様の自由闊達なご意見を頂戴しながら、進めて参りたいと考えております。委員の皆様には、会の進行にご協力いただき、ありがとうございました。